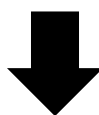


初診時特定療養費改定のお知らせ

『初診時特定療養費』とは病院と診療所の連携を図り、将来に向けて地域の医療を維持するために国が定めた制度です。他の医療機関からの紹介状なしに200床以上の病院を初診（※）で受診した場合、通常の医療費の他にかかる費用です。

令和4年10月1日より、紹介状をお持ちでない方に負担していただく『初診時特定療養費』を改定いたします。

改定前
1,650円(消費税込)



改定後
3,300円(消費税込)

※「初診」とは次のことをいいます。

- ・当院を初めて受診される方
- ・以前受診されたことがあっても過去3カ月間受診歴のない方（予約のある方は除く）
- ・医師の診断で「治癒」となった後に再び受診された方

※「初診」であっても下記に当てはまる場合は「初診時特定療養費」は頂いておりません。

- ・保険外（自費）診療の場合
- ・救急車での搬送の場合
- ・夜間・休日等の救急外来を受診された場合
- ・新潟県の医療費助成制度の受給者証をお持ちの場合

紹介状をお持ちの方は「初診時特定療養費」を頂いておりません。

糸魚川総合病院
病院長